

○国土交通告示第千五百九十九号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号ト(1)、第八十条第一項第一号及び第二項、第九十九条第一項並びに第百条第一項第二号イ及び第三号並びに第十二項の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

第一条の二 規則第二条第一号ト(1)の告示で定める放射性物質は、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。

一 放射能濃度が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第四及び別表第五にあつては、第三欄）に掲げる数量（以下「免除濃度」という。）を超えないもの。

二 一の荷送人により輸送物を運送するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる放射能の総量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第四及び別表第五にあつては、第四欄）に掲げる数量を超えないもの。

三・四 （略）

2 （略）

（低比放射性物質等）

第十条 規則第八十条第二項の告示で定める低比放射性物質は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。以下この条において同じ。）であつて、当該放射性物質等を積載する場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないものとする。

一・二 （略）

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「L S A - III」という。）

イヽハ （略）
（削る）

2 規則第八十条第二項の告示で定める表面汚染物は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であつて、当該放射性物質等を積載する

第一条の二 規則第二条第一号ト(1)の告示で定める放射性物質は、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。

一 放射能濃度が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第四及び別表第五にあつては、第三欄）に掲げる数量（以下「免除濃度」という。）未満のもの。

二 一の荷送人により輸送物を運送するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる放射能の総量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第四及び別表第五にあつては、第四欄）に掲げる数量未満のもの。

三・四 （略）

2 （略）

（低比放射性物質等）

第十条 規則第八十条第二項の告示で定める低比放射性物質は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。）であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないものとする。

一・二 （略）

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「L S A - III」という。）

イヽハ （略）
（削る）

2 規則第八十条第二項の告示で定める表面汚染物は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。）であつて

場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないもののうち、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）（以下この項において「基準値」という。）を超えないもの（第三号に該当する放射性物質等を積載する場合にあつては、運送計画書により基準値を超えない場合と同等以上の安全性が確保されていると認められるものを含む。）とする。

一・二（略）

三 次の表の上欄に掲げる接近できない表面の汚染の区分に応じ、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないものであつて、放射性輸送物として運送することができない大型のもの（以下「SCO-III」という。）

一・二（略）
(新設)

接近できない表面の汚染の区分	密度
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放送出する放射性物質	每平方センチメートル 八〇〇キロベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放送出する低危険性の放射性物質	每平方センチメートル 八〇〇キロベクレル

（運送の安全の確認）

第十八条の三 規則第九十九条第一項の告示で定める場合は、次の各号に定める場合とする。

- 一 放射性輸送物、オーバーパック、放射性輸送物が収納されているコンテナ、規則第一百条第一項第一号及び第二号に掲げる放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等又は当該低比放射性物質

、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えるか、かつ、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えないものとする。

（運送の安全の確認）

第十八条の三 規則第九十九条第一項の告示で定める場合は、次の各号に定める場合とする。

- 一 放射性輸送物、オーバーパック、放射性輸送物が収納されているコンテナ、規則第一百条第一項各号に掲げる放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等又は当該低比放射性物質等が収納され

等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、オーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。）として積載する場合におけるそれらの輸送指數の合計又は臨界安全指數の合計のうち、いづれか大きい値が、一集貨について五〇を超える場合

二（略）

第十八条の五の二 規則第百条第一項第三号の告示で定める表面汚染物は、SCO—IⅢとする。

第十八条の六 規則第百条第一項第二号イ及び第三号ホの告示で定める密度は、第四条の三の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

（低比放射性物質等の放射能の量の限度）

第十八条の七の三 規則第百条第十二項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。ただし、SCO—IⅢにあつては、運送計畫書により当該放射能の量の限度を超えない場合と同等以上の安全性が確保されていると認められるときは、この限りでない。

放射能の量

湖川港内のみを航
湖川港内のみを

ているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、オーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。）として積載する場合におけるそれらの輸送指數の合計又は臨界安全指數の合計のうち、いづれか大きい値が、一集貨について五〇を超える場合

二（略）

（新設）

第十八条の六 規則第百条第一項第二号イの告示で定める密度は、第四条の三の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

（新設）

第十八条の六 規則第百条第一項第二号イの告示で定める密度は、第四条の三の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

低比放射性物質等の区分

船舶の船倉若しくは区画又は甲板の一 定区域	行する船舶以外の 船舶の船倉若しくは区 画又は甲板の一 定区域
L S A - I	制限なし
L S A - II 又は L S A - III であつて可燃性でない 固体	制限なし
L S A - II 又は L S A - III であつて可燃性の固体 又は液体若しくは液体	A ² 値の 100 倍

S C O - I, S C O - II 又は S C O - III	A ² 値の 100 倍
---	-------------------------

別表第一（第一条の二及び第四条関係）
種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の
限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
放射性 物質の 種 類	特別形放 射性物質 等である 場合の数 量(A ₁ 値 度)	特別形放 射性物質 等以外の 放射生物 度	放射能濃 度	放射能濃 度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
放射性 物質の 種 類	特別形放 射性物質 等である 場合の数 量(A ₁ 值 度)	特別形放 射性物質 等以外の 放射生物 度	放射能濃 度	放射能濃 度

原子番号

別表第一（第一条の二及び第四条関係）
種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の
限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
放射性 物質の 種 類	特別形放 射性物質 等である 場合の数 量(A ₁ 值 度)	特別形放 射性物質 等以外の 放射生物 度	放射能濃 度	放射能濃 度

原子番号

る場合の 数量(A ₂ 値)		る場合の 数量(A ₂ 値)	
単位	単位	単位	単位
B q / g	B q	B q / g	B q
(略)	(略)	(略)	(略)
27	⁶⁰ C o	⁴ × 10 ⁻¹	⁴ × 10 ⁻¹
28	⁵⁷ N i	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
28	⁵⁹ N i	制限なし	制限なし
(略)	(略)	(略)	(略)
32	⁶⁸ G e	⁵ × 10 ⁻¹	⁵ × 10 ⁻¹
32	⁶⁹ G e	1 × 10 ⁰	1 × 10 ⁰
⁷¹ G e	40	1 × 10 ⁻⁴	1 × 10 ⁸
(略)	(略)	(略)	(略)
38	⁸² S r	² × 10 ⁻¹	1 × 10 ¹
38	⁸³ S r	1 × 10 ⁰	1 × 10 ¹
38	⁸⁵ S r	2	1 × 10 ²
(略)	(略)	(略)	(略)
56	^{133m} B a	20	6 × 10 ⁻¹
56	^{135m} B a	2 × 10 ¹	6 × 10 ⁻¹
56	¹⁴⁰ B a	⁵ × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹
(略)	(略)	(略)	(略)
64	¹⁵⁹ G d	3	6 × 10 ⁻¹
65	¹⁴⁹ T b	⁸ × 10 ⁻¹	8 × 10 ⁻¹
65	¹⁵⁷ T b	40	40
(略)	(略)	(略)	(略)
65	¹⁶⁰ T b	1	6 × 10 ⁻¹
65	¹⁶¹ T b	³ × 10 ¹	7 × 10 ⁻¹
66	¹⁵⁹ D y	20	20
(略)	(略)	(略)	(略)
66	¹⁵⁹ D y	20	20

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
77	¹⁹² I r	1	6×10^{-1}	1×10^1
77	^{193m} I r	4×10^1	4×10^0	1×10^4
77	¹⁹⁴ I r	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2
(略)	(略)	(略)	(略)	1×10^5

備考1・備考2 (略)

備考3 第一欄に掲げる放射性物質のうち、次表の親核種の欄に掲げるものの第四欄及び第五欄に掲げる数量は、次表の子孫核種の欄に掲げる放射性物質を考慮して算定されている。

親核種	子孫核種
(略)	(略)

親核種	子孫核種
²⁴³ Am	²³⁸ Np

注 Th (天然の混合比のもの) 及びU (天然の混合比のもの) の放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの (以下「親核種」という。) は、それぞれ、²³²Th 及び²³⁸U であることを示す。

別表第二 (第四条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値)	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_1 値)	

(略)	(略)	(略)	(略)
77	¹⁹² I r	1	6×10^{-1}
77	¹⁹⁴ I r	3×10^{-1}	3×10^{-1}
(略)	(略)	(略)	(略)

備考1・備考2 (略)

備考3 第一欄に掲げる放射性物質のうち、次表の親核種の欄に掲げるものの第四欄及び第五欄に掲げる数量は、次表の子孫核種の欄に掲げる放射性物質を考慮して算定されている。

親核種	子孫核種
(略)	(略)

別表第二 (第四条関係)
種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値)	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_1 値)	

	単位 T B q	A ₂ 値)	単位 T B q	A ₂ 値)
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 親核種であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質(以下「子孫核種」といふ。)の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が10日以内である場合	親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)
4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げ	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げ

核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が10日以内である場合

げる数量のうち最小のもの

備考 (略)

別表第六 (第四条関係)
種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、混合比が天然のものと等しい場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
単位 TB q	単位 TB q	単位 TB q
区分	特別形放射性物質等 である場合の数量 (A ₁ 値)	特別形放射性物質等 である場合の数量 (A ₂ 値)
(略)	(略)	(略)
その系列の子孫核種のうち、その物理的半減期が10日を超えて、又は親核種の物理的半減期よりも長いものが ある場合	(略)	(略)

半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が10日以内である場合

る数量のうち最小のもの

備考 (略)

別表第六 (第四条関係)
種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、混合比が天然のものと等しい場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
単位 TB q	単位 TB q	単位 TB q
区分	特別形放射性物質等 である場合の数量 (A ₁ 値)	特別形放射性物質等 である場合の数量 (A ₂ 値)
(略)	(略)	(略)
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が10日を超えて、又は親核種の物理半減期よりも長いものがある場合	(略)	(略)

備考 (略)

別記第二 削除

備考 (略)

別記第二 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

